

湖 こ 未 第 号
令 和 ● 年 ● 月 ● 日

○○○○○○○○○(株)
○○支店 支店長 ○○ ○○様

湖西市長 田内 浩之

行政財産目的外使用許可書

令和〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました行政財産使用許可申請（目的外使用）については、下記の条件を付して許可します。

記

- 1 許可の場所は、湖西市新居子育て支援センター（物件番号4）とする。
- 2 使用の目的は、自動販売機設置のためとする。
- 3 使用の物件は、自動販売機1機とする。
- 4 使用の期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までとする。
- 5 使用の料金は次の各号のとおりとする。
 - ① 条例第2条第1項に規定により算定した使用料（土地・建物使用料）
年額●●円
 - ② 当該自動販売機が消費する電気料相当額の使用料（電気量使用料）
メーターの数値より算出した実費相当額
 - ③ 条例第2条第3項に規定する使用料（売上に応じた使用料）
売上金額に●%を乗じて算出した金額
- 6 使用期間中及び期間満了時において、撤去する場合は返地届を提出すること。
- 7 該当地の管理上必要と認めるときは、期限内であってもこの許可を取消し、無償で物件・工作物の撤去または移設を命ずることがある。
- 8 使用物件の設置及び工事等に起因して、市及び第三者に損害を与えた場合には、申請者においてその責を負うこと。
- 9 その他の条件については次の各号のとおりとする。
 - (1)販売価格は、標準販売価格以下とすること。
 - (2)月別の自動販売機の売上状況（販売数量及び売上金額）について、

3ヶ月ごとに報告すること。

- (3)環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。
- (4)販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (5)使用済み容器の回収箱の設置及び監理を行うとともに、自動販売機及び回収箱の維持管理を適切に行うこと。
- (6)関係法令等の遵守を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (7)自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (8)自動販売機の故障、問合わせ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置者の責任において、迅速に対応すること。

担当：こども未来課

地域子育て支援第2係

電話：053-594-5922